

## 第三者評価結果公表基準（児童自立支援施設）

種別	児童自立支援施設
----	----------

①第三者評価機関名 特定非営利活動法人 ワークショップ「いふ」
------------------------------------

②評価調査者研修修了番号 SK2021279 (06-032) SK2021278 (14-002) S2021107 (13-007) 19-008

③施設名等
名称 : 熊本県立清水が丘学園
施設長氏名 : 松田 京也
定 員 : 50名
所在地(都道府県) : 熊本県
所在地(市町村以下) : 熊本市北区打越町38-1
T E L : (096) 344-7600
U R L : <a href="https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/38/50553.html">https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/38/50553.html</a>

【施設の概要】	
開設年月日	昭和4年4月1日
経営法人・設置主体(法人名等)	熊本県
職員数 常勤職員 :	21名 (うち兼務職員1名)
職員数 非常勤職員 :	12名
有資格職員の名称(ア)	児童自立支援専門員
上記有資格職員の人数 :	13名
有資格職員の名称(イ)	児童生活支援員
上記有資格職員の人数 :	2名
有資格職員の名称(ウ)	心理判定員
上記有資格職員の人数 :	2名 (うち兼務職員1名)
有資格職員の名称(エ)	
上記有資格職員の人数 :	
有資格職員の名称(オ)	
上記有資格職員の人数 :	
有資格職員の名称(カ)	
上記有資格職員の人数 :	
施設設備の概要(ア) 居室数 :	男子寮 1寮(9室) 女子寮 1寮(4室)
施設設備の概要(イ) 設備等 :	管理・学習棟、児童生活棟、体育館、渡り廊下、機械室、ポンプ室、PC・技術室棟
施設設備の概要(ウ) :	
施設設備の概要(エ) :	

④理念・基本方針
・「共感」 児童に対する共感的理解に基づき、児童との信頼関係を確立することにより、児童の自己肯定感を高め、人とのコミュニケーションや共感ができるようになることを第一とする。
・「共働」 常に児童と共に行動し、児童と共に汗しながら取り組むことで、児童自身が達成感・満足感を覚えるような成功体験を積み重ねる。また、職員は、組織の一員としてチームワークを重んじ、情報交換を密にし、報告・連絡・相談を的確に行う。
・「教育」 児童の言動は、職員の言葉や行動の反映でもあることから、児童の言葉や行動に留意するとともに、自ら学び、児童からも学んで自己啓発に努める。

⑤施設の特徴的な取組
①自立支援の処遇強化
②関係機関との連携強化
③心理的支援・ケアの充実
④職員研修の充実
⑤学園整備の推進

⑥第三者評価の受審状況
評価実施期間(ア) 契約日(開始日) 2023/7/27
評価実施期間(イ) 評価結果確定日 2024/1/22
前回の受審時期(評価結果確定年度) 令和2年度

## ⑦総評

### 評価結果総評

#### \* 自立支援の質の向上を目指した組織的な取組

園長は、子どもの権利擁護・最善の利益を念頭に、子どもが「学園に来てよかった」と思えるような施設でありたいとして、日頃から職員指導を行っている。

運営会議や職員会議、指導課会議、寮会議、合同運営会議、合同職員会議を定期的に開催し、子ども一人ひとりの自立支援について学園と分校の職員が情報共有し、協力して自立支援の質の向上に向け、組織的に取り組んでいる。

#### \* 子どもを尊重した処遇と権利擁護の推進

子どもの処遇にあたっては、理念（園訓）や「児童処遇の基本方針」「清水が丘学園職員心構え13か条」等を明記した業務マニュアルを整備し、全職員に配付して支援の基本としている。

子どもが書く日記には、職員が子どもの思いを受け止め、受容的・支持的な姿勢を大切にしてコメントを書き、子どもの思いを尊重したコミュニケーションを積み重ねながら信頼関係づくりに取り組んでいる。

また、子どもの権利擁護を推進するため、自立支援計画策定時に子どもの意見を確認し、決定後は子どもに概要を説明するなど、意見を汲み取る取組を実施している。

#### \* 子どもに関する記録の充実

子ども一人ひとりの毎日の様子や生活状況、出来事など、丁寧に観察した内容が寮日誌や個人のケース記録、運営会議の議事録等に詳細に記録されており、記録内容は職員間で情報共有して子どもの支援に取り組んでいる。

記録様式は統一されており、記録内容や書き方に職員間で差が生じないよう組織としてチェック、指導も行われている。

#### \* 職員の育成に向けた教育・研修の充実

事業計画の重点事項に「職員研修の充実」を掲げ、教育・研修の方針を示して職員の福祉分野での経験や専門性等を参考に年間の研修計画が策定されている。

職員一人ひとりの教育・研修の機会は確保されており、職員は研修計画に沿って熊本県中央児童相談所や国立武蔵野学院附属人材育成センターが実施する実践研修に参加して学んでいる。

また、日頃から外部研修に関する情報入手に努め、職員に情報を提供し、受講の希望があれば、必要に応じ負担金を補助するなど、希望に添うよう積極的に支援している。

#### ◆改善を求められる点

#### \* 食事をおいしく楽しく食べられるような工夫

子どもは、「児童懇談会」において様々な要望を出すことができる。食事に関する子どもの希望や、検食簿に記載された職員の意見などは給食会議に繋げられ検討されている。誕生日や寮ごとに出されたリクエストメニューには、出来るだけ希望に応える仕組みがある。しかし、ヒヤリハット記録には、食事やデザートへの混入物が複数件報告されている。また、汁物を入れる鍋やポールなど、古い食器や器具が多く見られた。安全な食事をよりおいしく食べられるように、食事環境づくりへの更なる工夫を期待したい。

## ⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

今回の第三者評価において、アンケート調査や訪問調査などにおいて、当学園が行っている取り組みについての評価や課題等について御指摘をいただいた。

子どもの食事については、問題等があった場合はヒヤリハットを作成し、食事環境の充実を図っているところではあるが、指摘をいただいた点については職員会議や指導課会議等の中で議論していきたい。子どもにとって学園での食事が楽しみなものになるように改善していきたい。

## 第三者評価結果（児童自立支援施設）

### 共通評価基準（45項目） | 支援の基本方針と組織

#### 1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者評価結果
①	1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
<b>【コメント】</b> 理念は園訓として「共感・共働・共育」を掲げ、理念の実現を図るため、運営方針や児童処遇の基本方針を明文化している。理念や基本方針は「熊本県立清水が丘学園自立支援業務マニュアル」に明示し全職員へ配付するとともに、職員会議やOJT等を通して職員の理解・浸透に取り組んでいる。 園長は理念を念頭に「清水が丘学園職員心構え13か条」を基本として、子どもの支援にあたるよう常に各種会議や研修会等で周知・指導している。 理念は「施設概要」やパンフレット、ホームページに掲載したり、施設の管理事務棟の玄関ロビーや子どもの生活場所である児童棟に掲示し、周知に努めている。 理念や基本方針を分かりやすく説明した資料を作成するなど、工夫して子どもや保護者に周知すると更によいと思われる。		

#### 2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		第三者評価結果
①	2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<b>【コメント】</b> 社会福祉事業全体の動向については、国や県、全国児童自立支援施設協議会、養護施設協議会等からの情報や施設長会議、研修会などに参加し、施設を取り巻く環境の把握・分析に努めている。 児童相談所と定期的に開催する連絡会議で情報交換したり、スクールサポーターの来園を通して多様化する子どものニーズを収集・分析している。 今後は地域における支援のニーズ、潜在的に支援を必要とする子どもに関するデータの収集・分析も期待したい。		
②	3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
<b>【コメント】</b> 施設では運営課題の一つとして「マンパワーの強化」を掲げ、職員体制の充実と人材育成に取り組んでいる。 日中における見守り体制を強化し、子どもの支援を手厚くするため、本年度、会計年度任用職員の児童指導員を探用し、来年度は、新しい男子寮の新設に備え、社会福祉士等の有資格者等、職員増を要望している。 多様な課題を持つ子どもに対する支援の充実を図るために、研修やOJTを積極的に行い、職員の支援・技術のスキルアップに取り組んでいる。		

#### 3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		第三者評価結果
①	4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<b>【コメント】</b> ハード面では施設の老朽化に伴い、県による施設の施設整備計画が策定されている。熊本県立清水が丘学園として必要な機能を備えた施設の実現を目指しており、令和11年度の完成を予定している。 計画に沿って本年度7月から児童棟の建替え工事が始まっている。 ソフト面では施設の運営に関して、国の「社会的養育ビジョン」や「熊本県社会的養育推進計画」に沿って子どもの自立支援に取り組んでいるが、施設として理念や基本方針の実現に向けた中・長期計画の策定は見られなかった。施設設備に加え、組織体制や人材育成、地域支援等の中・長期的なビジョンを明確にし、計画を策定することが必要と思われる。		

②	5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<b>【コメント】</b> 単年度の事業計画は、国の「社会的養育ビジョン」や、「熊本県社会的養育推進計画」に沿って、学園が重点的に取り組む事項として「自立支援の処遇強化」「児童の権利擁護の推進」「関係機関との連携強化」「心理的支援・ケアの充実」「職員研修の充実」「学園整備の推進」「新型コロナウイルス感染症の感染防止と学園運営の創意工夫」と7項目を示している。計画は実行可能な具体的な内容となっており、予算書も作成されている。 今後は施設として具体的な中・長期計画を策定し、単年度計画に反映させることを期待したい。		
(2) 事業計画が適切に策定されている。		
①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
<b>【コメント】</b> 単年度計画（重点事項）は、職員会議で職員の意見を踏まえて策定されている。事業計画は年度当初の職員会議で全職員に配付・周知するとともに、分校職員にも説明して情報共有し、連携して計画の実践に取り組んでいる。 年度末には、事業計画の実施状況を評価・反省し、退所後の子どものアフターケアなど、取組が十分でなかった項目については、次年度も重点事項として取り組むこととしている。		
②	7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
<b>【コメント】</b> 子どもには行事や、寮の壁の塗替え、トイレ・浴室のタイル張替え等、生活に関する情報等を寮のミーティングや児童懇談会で周知・説明している。 保護者には学園祭や授業参観、卒業を祝う式等の行事の際にパンフレットや学園で発行している「清水が丘学園新聞」を配布し、行事計画等を周知している。 今後は事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなど、保護者等がより理解しやすいように工夫することが期待される。		
<b>4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組</b>		
(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
①	8 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<b>【コメント】</b> 子ども一人ひとりの支援内容や課題等について、定期的に開催される運営会議や職員会議、指導課会議、寮会議等で協議・検討し、支援の質の向上に向けて組織的に取り組んでいる。 学園祭や本年度初めて開催した体育祭等、各種行事の実施後はアンケートを行い、次回の改善につなげる取組が行われている。 毎年、自己評価を行い定期的に第三者評価を受審し、結果は集計・分析され、明らかになった課題は必要に応じて重点事項として取り組むこととしている。		
②	9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<b>【コメント】</b> 毎年職員による自己評価や定期的に第三者評価を受審し、組織として評価・振り返りを行い、支援の質の向上に取り組んでいる。 前回の評価結果を受けて、施設の理念（園訓）を児童棟へ掲示したり、ホームページに掲載するなどして改善に取り組んでいる。また、子どものアフターケアの充実を重点事項として取り組むなど、改善への取組が見られる。 今後は、課題を文書化して改善計画を実施すると更によりと思われた。		
<b>II 施設の運営管理</b>		
1 施設長の責任とリーダーシップ		
(1) 施設長の責任が明確にされている。		
①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<b>【コメント】</b> 園長は常に子どもの権利擁護、最善の利益を念頭に施設の運営や子どもの支援に取り組んでいる。 子どもが「学園にきてよかった」と一つでも思えるような施設でありたいとして職員指導を行っている。 園長の役割と権限は学園の設置規則や処務規程、事務分掌に文書化されており、職員会議等で職員にも表明している。 園長不在時は副園長の代行が明文化されている。		

②	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<b>【コメント】</b> 園長は全国や九州地区の児童自立支援施設協議会、養護施設協議会等の施設長会議や研修会に参加し、遵守すべき法令等の理解に取り組んでいる。 職員に公務員としての自覚と責任を持つことや、子どもの権利義務、虐待の防止など、法令遵守の重要性等について職員会議等を通して機会あるごとに周知・指導し、理解を図っている。 また、綱紀の保持等、倫理に関する研修会も行われている。		
(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
①	12 支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
<b>【コメント】</b> 園長は運営会議や所内検討会、職員朝会等において、子ども一人ひとりの様子や行動、支援の内容等を把握し、職員に助言・指導を行っている。 施設運営や子どもの対応等に課題が生じた場合は、自ら率先して職員と意見交換を行い、課題解決に向けて具体的な指示をするなど、指導力を発揮している。 職員の教育・研修の充実を図り、支援の質の向上に取り組んでいる。		
②	13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<b>【コメント】</b> 園長は職員一人ひとりが業務内容を理解し、効果的に支援できるよう国立武蔵野学院等での研修や、各種研修会への参加を推奨し人材育成に積極的に取り組んでいる。また、子どもの安全・安心の確保や、職員の心身面における負担等に配慮し、児童指導員や夜間児童指導員等を配置し人員体制の充実を図っている。 業務の実効性を高める取組として学園職員と分校職員で構成する性教育部会等、5つの部会を設けており、各部会は積極的に活動し、記録も残されている。		
<b>2 福祉人材の確保・育成</b>		
(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<b>【コメント】</b> 施設では社会福祉士や保育士など、福祉分野の有資格者の配置に努めている。令和2年度から心理士を常駐とし、子ども等の心理面の支援・ケアの充実に取り組んでいる。 来年度、男子寮の新設に伴い、職員増を要望している。 現在、指導課長と家庭支援専門相談員が兼務対応となっている。施設の重点事項として取り組んでいる子どものアフターケアの充実を図るために、家庭支援専門相談員の専任配置が必要かと思われる。		
②	15 総合的な人事管理が行われている。	a
<b>【コメント】</b> 「期待する職員像」を業務マニュアルに示している。園長は職員の専門性の向上を図るため、国立武蔵野学院等で実施される研修への参加を積極的に支援し、育成に取り組んでいる。 職員は半期ごとに目標を設定し、達成に向けて取り組んでおり、職務遂行能力や貢献度等の評価は県の人事評価制度にもとづき実施されており総合的な人事管理が行われている。		
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
<b>【コメント】</b> 職員の体調等心身面の状態については、運営会議や各寮長を通して定期的、必要に応じ把握する仕組みが構築されている。職員に疲労の様子などが見られる場合は、宿直勤務の交代や一定期間の休暇の付与等、組織として適切な職員管理に努めている。 勤務表作成時は有給休暇や育児休暇の希望に添うよう柔軟に対応し、男性職員の育児休業取得も行われるなど、ワーク・ライフ・バランスに配慮している。 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働等のデータは定期的に確認し就業状況を把握している。		

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
【コメント】 職員一人ひとりの育成に向け、目標管理の仕組みが構築されている。 職員は年度当初、園長等管理職と個別面接をし、組織の業務目標を踏まえて個々の目標を設定している。 年度中間と年度末に目標の達成状況が確認されるなど、育成に向けた取組が計画的、組織的に実施されている。		
②	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
【コメント】 事業計画の重点事項に「職員研修の充実」を掲げ、教育・研修の方針を示して年間の研修計画が策定されている。 研修計画には「研修体系及び受講区分の設定」を示し、職員の福祉分野での経験や専門性等を参考に策定されており、職員は児童相談所主催の研修や国立武蔵野学院等で実施される研修に参加している。 園内研修では特定課題研修として公務員倫理研修や人権研修、経理処理に関する研修、障がい理解の研修が行われている。 また、性教育部会が中心となり外部の専門家を講師として、子ども向け、職員向けの性教育研修を行ったり、薬物防止の研修等が実施されている。		
③	19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a
【コメント】 職員の教育・研修は経験年数や習熟度等に応じて研修計画が策定され、一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。国立武蔵野学園等では新任職員や経験年数2年目以降の職員を対象とした実践研修が行われており、関係する職員を参加させている。 日頃から外部研修に関する情報を提供し、職員から受講の希望があれば、必要に応じ負担金等を補助するなど、希望に添うよう積極的に支援している。 個人の研修履歴や資格取得状況を把握し、研修参加に不公平感が生じないよう配慮している。 各寮長を中心にスーパービジョン体制が構築され、職員の専門性の向上等に取り組んでいる。		
(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
①	20 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
【コメント】 実習生の支援に関する基本姿勢を明確にし、実習生支援担当職員を定めて実習生を受入れている。 熊本学園大学等から実習生を積極的に受け入れ、専門職種の特性に配慮したプログラムを用意し、社会福祉士や保育士など専門職の育成に取り組んでいる。 施設の多機能化の取組として「専門里親」の実習生を受け入れ、育成に努めている。 実習生の研修・育成に関するマニュアルは整備されている。		
<b>3 運営の透明性の確保</b>		
(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
①	21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
【コメント】 ホームページを活用して理念や施設の概要、支援内容、日課、年間行事等を紹介し、第三者評価受審や自己評価の結果を公表し、運営の透明性に取り組んでいる。 パンフレットや子どもの暮らしぶり、活動状況等を紹介した「清水が丘学園新聞」を発行し、保護者や施設訪問者、行政機関等に情報提供している。 また、毎年開催する「学園祭」に地域の自治会長等を招き、施設の存在意義や役割について理解を得るよう努めている。 相談・苦情解決の内容について、「施設概要」に掲載し、行政機関等に提供しているが、苦情・相談体制を含め、ホームページを活用して公開するなど、情報公開方法の工夫にも期待したい。		
②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
【コメント】 経理・取引等は県の会計規則等、関係法令にもとづき適切に処理されている。事務や経理等に関する事務分掌を明確にし、職員に周知している。 毎年1回、県の監査委員事務局による監査や県の社会福祉課による指導監査を受けている。		

## 4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者評価結果
①	23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
【コメント】 地域との関わり方について、積極的な交流は行われていないが、業務マニュアルに「地域奉仕活動（地域清掃）」を明記している。定期的に施設近隣の清掃活動や地域の河川クリーン作戦に職員と子どもが参加し、可能な範囲で地域との交流に取り組んでいる。 毎年実施の「学園祭」には、地域の町内会や老人会の方々を招待し、施設の概要や子どもへの理解を深める機会としている。通院や買い物学習は個々の子どものニーズに応じて、地域の社会資源を活用している。		
②	24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
【コメント】 ボランティア等の受入れは、積極的には行われていないが、現在、地域ボランティア団体2名の方により毎週火曜日の始業前30分程度「読み聞かせ」が行われている。また、毎年12月、法人代表者の方の好意でバーベキューのイベントが開催されている。子ども達は皆美味しいお肉や焼きそばを十分に味わえて楽しい催し物となっている。 ボランティア受入れについて、基本的な取扱いは定めているが、マニュアルの作成までには至っていない。登録・申込手続や実施状況の記録の整備が望まれる。		
(2) 関係機関との連携が確保されている。		
①	25 施設として必要な関係機関・団体等の機能や連絡方法を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
【コメント】 児童相談所、学校、家庭裁判所、警察、病院等の関係機関との連絡方法を明確にした社会資源のリストが作成されている。職員間においても子どもの自立支援計画策定時や所内検討会等において情報共有が図られている。 児童相談所や家庭裁判所、少年鑑別所、子どもの原籍校等とは定期的な連絡会議を通して緊密な連携が行われている。職員は子どもを支援する中で、関係機関に日常的に電話をしたり、出向くなどして連携を図り、より良い支援に努めている。		
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
①	26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
【コメント】 地域の大学や民生児童委員等からの視察研修の依頼があれば積極的に受け入れ、入所児童の現状等に関する研修を行うとともに、地域の福祉ニーズに関する意見交換も行われている。 また、学園の施設整備計画については、地域住民への説明会を複数回開催し、自治会長をはじめ近隣住民の理解を得よう努めている。		
②	27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
【コメント】 地域の具体的な福祉ニーズや生活課題にもとづいた独自の活動は行われていない。 しかし、地域からの相談等があった際は、必要な助言や関係機関の紹介等を行っている。地元自治会からのグランド使用の依頼があれば学園の活動に支障がない限り開放することとしている。 なお、施設の改修工事終了後は災害時の福祉避難所としての検討も行われている。		

### III 適切な支援の実施

#### 1 子ども本位の支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者評価結果
①	28 子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
【コメント】 運営方針の一つに「児童の人権の尊重」を掲げ、「児童の人権を尊重し、児童の立場に立った施設運営及び児童の支援に努める」と明示している。業務マニュアルを策定し、子どもを尊重した支援を行うべき基本姿勢として「職員の心構え13か条」を定めている。支援の実施状況は詳細に記録され、研修会や日頃の業務を通して共通の理解が図られている。		

②	29 子どものプライバシー保護に配慮した支援が行われている。	a
【コメント】 業務マニュアルに「子どもの権利・擁護」と題して、子どものプライバシー保護に関する基本的な知識や施設の特性に応じた留意点等が記載されている。寮は個室対応であるが、建物全体が古くハード面でのプライバシー確保には制限がある。トイレ、浴室の使用は、一人ずつとルール化し、居室での着替え等の際はカーテンを使用するなどしてプライバシー保護に工夫して取り組んでいる。		
(2) 支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	① 30 子どもや保護者等に対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
【コメント】 パンフレットやホームページに学園の理念、入所から退所までの流れ、学園生活、年間行事、支援内容等を掲載し、情報提供している。活動の様子は写真を多く取り入れ、分かりやすい内容となっている。入所前に担当者が一時保護所に出向いて子どもに面接し、学園の生活について概略を丁寧に説明して子どもの不安解消に努めている。希望により事前見学も行っており、分校と協力して学園の支援内容だけでなく分校の支援内容についても、パンフレットを用いて説明を行っている。		
② 31 支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a	
【コメント】 支援開始時は、担当職員または寮長がパンフレットや日課表・権利ノート・作成した資料等を用いて学園の生活や支援内容・留意事項について、子どもや保護者に説明している。支援の過程においては、処遇検討会に先立ち子ども意見を聴取し、必要に応じて処遇検討会の場で子ども自身が意見表明することについて支援している。 また、入所後1か月及び3か月ごとに作成する児童自立支援計画に基づく支援内容は、子どもに分かりやすいよう表記して説明している。		
③ 32 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a	
【コメント】 措置変更や地域・家庭への移行に当たっては処遇検討会を開催し、措置機関や関係行政機関と協議、情報交換を行い、子どもへの支援の継続性を損なわないように配慮し、引継ぎ書を作成している。退所後のアフターケアについては、入所中に担当していた職員を中心に対応し、退所後もいつでも相談できることを子どもに伝え、相談先リストを作成し、渡している。		
(3) 子どもの満足の向上に努めている。		第三者評価結果
① 33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a	
【コメント】 毎月1回、各寮の学習室において児童懇談会を開催し、子どもの生活上の意見や要望を聞き、職員と意見交換を行っている。食事について希望するメニュー等は、給食会議に繋いで検討し、出来るだけ対応することにしている。 要望や検討事項については、各寮会議や指導課会議において協議することとしている。また、子どもは毎日日記を書いており、職員は、気になる記載があった場合は、話を聞いて不安や不満を軽減し、安心につながるように対応している。		
(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
① 34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b	
【コメント】 「相談・苦情解決制度運用指針」「相談・苦情解決実施要領」を策定し、苦情解決責任者を園長、相談・苦情受付担当者を副園長、第三者委員3名を設置し、相談・苦情解決の手順が示されている。子どもの入所に際しては、子どもとの保護者に対し、相談・苦情解決制度、受付窓口について説明が行われている。 苦情の受付と解決を図った記録が整備されており、解決結果を含め第三者委員に報告、説明が行われている。個人情報に関するものを除き、相談・苦情受付件数や内容等を「施設概要」に掲載している。令和4年度は相談・苦情解決の実績報告は3件となっている。 なお、苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物の掲示は見られなかった。		
② 35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a	
【コメント】 職員は日頃から子どもとのコミュニケーションを大切にし、作業中や自由時間など様々な機会に、相談・意見を述べやすい環境となるよう配慮し、子どもの表情や態度から気持ちや意見をくみ取るように取り組んでいる。「子どもの権利ノート」には、「困ったときに相談するところ」として相談機関や連絡先が明記されていることを入所時に子どもに伝えている。相談を受ける際は、面接室や自室等でプライバシーに配慮して行われている。		

③	36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<b>【コメント】</b> 月に1回、児童懇談会が開催され、子どもと職員の意見交換の場となっている。児童懇談会で提案された子どもの要望や検討事項は寮会議、指導課会議において協議され、支援のあり方について改善すべき点があれば、速やかに取り組んでいる。男子寮、女子寮、管理事務棟の3か所の入り口には意見箱が設置され、副園長が確認して対応することになっている。		
<b>(5) 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。</b>		
①	37 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<b>【コメント】</b> 「危機管理マニュアル」を策定し、事故発生時の対応と安全確保について手順を明確にして職員に周知している。リスクマネジメントに関する責任者は園長とし、毎月の運営会議の際はヒヤリ・ハット事例報告会を行い必要な対応を協議するとしている。ヒヤリ・ハット事例取扱要項が作成され、学園内での事例の共有、対策の検討を行うとして、ヒヤリ・ハット事例検討委員会も設置されている。重点事項に「危機管理」を掲げ、はさみ、針、工具等の危険物は、必ず職員の面前で使用させ、在庫管理や施錠管理、服薬管理の徹底を図ることとしている。		
②	38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<b>【コメント】</b> 「危機管理マニュアル」、「業務マニュアル」が策定され、感染症の予防対策や発生時の対応策、食中毒について記載し、子どもの安全確保のための体制が整備されている。定期的に保健所等から外部講師を招いて、感染症対策の講座を開催し、子どもと職員が一緒に学ぶ機会を設けている。新型コロナウイルス対応については、予防策・発生時の対応策のマニュアルが作成され、きめ細かく具体的な内容になっている。 発生時は早急に方針を決定し、全職員に毎日の引継ぎや会議、メール、文書等で指示や情報の共有が行われていた。		
③	39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っていている。	a
<b>【コメント】</b> 「危機管理マニュアル」「防火管理規程」が整備され、防火管理業務について必要な事項を定め、火災、地震、風水害、その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図るように備えている。 災害・事故等の対応については業務マニュアルにも記載し、職員への周知が図られている。避難訓練を毎月実施し、年1回は消防署等の協力を得て、総合的な防災訓練が行われている。 また、広域防災センターの見学は、地震、台風、火災の疑似体験や心肺蘇生法等を子どもと職員が一緒に学ぶ機会となっている。 災害時における子どもの安全確保の取組が組織的に行われている。 飲料水・食料や消耗品、医薬品、寝具などの備品が確保され、備蓄リストが整備されている。		
<b>2 支援の質の確保</b>		
<b>(1) 支援の標準的な実施方法が確立している。</b>		
①	40 支援について標準的な実施方法が文書化され支援が実施されている。	a
<b>【コメント】</b> 業務マニュアルが整備され、理念や、子どもの権利・擁護、職員の心構え、生活指導・学習指導等が詳細に記載され、職員間で共有し、業務マニュアルに沿った支援が行われている。 標準的な実施方法については、新任職員への研修や寮会議、業務を通して周知徹底が図られている。		
②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<b>【コメント】</b> 標準的な実施方法の定期的な検証・見直しの方法や仕組みの確立は十分とは言えない。毎年1回の自己評価実施の際、職員は、業務マニュアルの支援内容等の検証や確認を行うこととしている。 業務マニュアルの作成日・改定日及び改訂内容については、電子データとして記録されており、必要に応じて確認できるようになっている。		

(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。

①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
---	-------------------------------------	---

【コメント】

令和5年度の重点事項に、個別取組目標として「自立支援の処遇強化」を掲げ、入所時アセスメントの徹底等、詳細にアセスメントを実施することとしている。ケース担当者は、児童相談所と事前カンファレンスを行い、児童相談所の援助指針を基に、心理士と協議したうえで子どもの意見も確認し、個別的・具体的な自立支援計画を作成している。自立支援計画は、分校職員を含めた所内検討会で協議し、児童相談所や原籍校・少年鑑別所等、関係機関を含めた処遇検討会で決定・策定されている。

②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
---	-----------------------------	---

【コメント】

自立支援計画の評価・見直しについては、業務マニュアルに基づき確認する仕組みが確立されている。3ヶ月毎に所内検討会・関係機関との処遇検討会を開催して、子ども個々の課題・目標・支援方法等の評価を行い、見直しが行われている。変更した計画は、寮会議で職員に周知されている。子どもを取り巻く環境に変化が生じた場合は、隨時、自立支援計画の評価・見直しを行っている。

(3) 支援の実施の記録が適切に行われている。

①	44 子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
---	-------------------------------------------	---

【コメント】

記録様式は統一され、子どもに対する支援状況、毎日の生活の様子が克明に日誌に記録されている。日誌はパソコン内に保存されており、記録はいつでも確認できる。また、支援状況は、毎月実施される運営会議や職員会議で情報共有が図られている。記録内容や書き方に職員間で差異が生じないように、組織としてチェック、指導が行われている。

②	45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
---	---------------------------	---

【コメント】

「個人情報保護法」「熊本県行政文書管理規程」に基づき、記録の保管、保存、廃棄、情報開示について規定されている。加えて「熊本県職員行動規範」や業務マニュアル、重点事項に個人情報保護の取り扱いを明記している。入所児童が特定されるような写真、映像、情報の漏洩、郵便物の郵送について、宛先と内容物のダブルチェックなど、情報管理の徹底が図られている。

副園長による職員研修が実施され 職員会議では隨時注意喚起が行われている。

### 内容評価基準（25項目）

#### A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた支援

(1) 子どもの権利擁護		第三者評価結果
①	A1 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a

【コメント】

業務マニュアルに「子どもの権利・擁護」として、「児童の権利に関する条約」の抜粋を明記するとともに「清水が丘学園職員の心構え13か条」を明文化し、職員間で共有し支援の基本としている。また、令和5年度における取り組むべき重点事項の一つに「児童の権利擁護の推進」として、「児童からの意見の聴取やその意見を汲み取る取組を推進する」としている。自立支援計画策定時に子どもの意見を確認し、決定後は、児童に概要を説明するとしている。

新任職員は、熊本県中央児童相談所や、国立武蔵野学院附属人材育成センターが実施する新任研修等に参加し、権利擁護に関して学んでいる。

②	A2 子どもの行動制限等は、その最善の利益になる場合にのみ適切に実施している。	a
---	-----------------------------------------	---

【コメント】

問題行動が発生した場合に実施される特別指導については、対象事項・基準が定められ、実施する際の留意事項等も業務マニュアルに明示されている。子どもの行動制限は、実施前に学園内で協議を行い、子どもと保護者に説明し、特別指導プログラムに沿って実施することとしている。実施中は、特別指導日誌に子どもの反省文、職員のコメント等が記録されている。特別指導プログラムについて、定期的に検証し、必要な場合には見直しを行う仕組みがあると更に良いと思われる。

③	A3 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	b
<b>【コメント】</b> 日常生活の中で起こる出来事について、ケースワーク等の機会に子ども自身の権利や他者の権利、権利と義務・責任等について説明している。意見箱は、男子棟・女子棟、それぞれ寮の入り口に設置されているが、十分活用されている様には見えなかった。権利ノートや、それに代わる資料等を使用しての権利についての説明等も十分とは見られなかった。 子どもの状態や年齢に配慮した資料を使用して、施設の中で守られる権利について正しい理解に繋がるような説明を行うことが望まれる。		
<b>(2) 被措置児童等虐待の防止等</b>		
①	A4 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
<b>【コメント】</b> 「被措置児童等虐待対応ガイドライン」と「被措置児童虐待対応マニュアル」を整備している。寮会議議事録に寮長のメッセージとして「私事、仕事に関わらず、負担・困りごとは相談して下さい」と記載されており、一人で抱え込まずに寮長・寮職員に相談できる環境をつくり、子どもに対する不適切なかかわりの防止に取り組む姿勢が伺えた。 業務マニュアルに、被措置児童等虐待の防止等について、虐待の定義、通告義務、発生時の対策、予防対策について記載されている。しかし、子どもに対する不適切なかかわりがあった場合の具体的な対応方法・手順等の明文化は見られなかった。整備することが望まれる。		
<b>(3) 子どもの主体性、自律性を尊重した日常生活</b>		
①	A5 子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	b
<b>【コメント】</b> 子どもと職員が参加する「児童懇談会」は毎月1回開催され、子どもが司会と書記を担当して会議運営を行っている。食事に関する要望や寮内ルールの変更希望などが出されている。子どもたちの意見・要望は寮会議・指導課会議で協議されている。食事に関する要望は給食会議で検討し結果は子どもに公表している。 子どもは、日々日課に沿って集団で生活することが基本とされており、生活上の問題や課題について主体的に考え、実行して管理するなどの活動を支援するまでには至っていないように伺えた。ただ、分校においては生徒会、学級委員会、生活委員会、図書委員会の委員として主体的に活動する環境を作り支援している。		
<b>(4) 支援の継続性とアフターケア</b>		
①	A6 子どもが安定した生活を送れるよう退所後も継続的な支援を行っている。	b
<b>【コメント】</b> 令和5年度における取り組むべき課題の一つに「自立支援の処遇強化」として、「アフターケアの充実」を行うとしている。年度初めに前年度までに退所した児童のアフターケア計画を立てている。また、退所の目途が立った児童の自立支援計画策定時には、アフターケア計画を立て、退所後少なくとも1年は担当職員が計画に沿って手紙や、電話、訪問等で支援を継続することにしている。 しかし、退所した子どものための通所支援や、必要な場合の短期期間の宿泊による支援等は実施していない。		

## A-2 支援の質の確保

<b>(1) 支援の基本</b>		第三者評価結果
①	A7 子どもと職員の信頼関係を構築し、家庭的・福祉的アプローチを行っている。	a
<b>【コメント】</b> 毎夕、子どもが書く日記には、宿直職員がそれぞれの思いを受けとめ、受容的・支持的な姿勢を大切にしてコメントを書いており、コミュニケーションの一つとなっている。寮ごとに「おはようと言いあおうね」「ルールを守るように心がけようね」等、小さな目標をたて、達成出来たらご褒美パーティーやバッティングセンターに行く等、楽しみに繋げ、目標を共有し集団生活の安定性に向けた取組みが行われている。 子どもの通院や、児童相談所への行き帰りの車の中では、好きな事や、興味を持っていることなどの会話を楽しみ、個別的時間を通して信頼関係構築に取り組んでいる。		

②	A8 子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。	a
<b>【コメント】</b> 入所時のオリエンテーションでは、学園での生活の概要・生活目標等、集団での生活に関するルールや約束ごとにについて説明している。毎月1回実施する「児童懇談会」は、子どもが主となって運営し、ルールの見直しや、話し合いが行われている。地域清掃活動に参加して地域貢献を学んだり、動物愛護センターから子猫を預かるミルクボランティアでは、役割を分担し、協力して時間を守り、子猫の世話を通して命を守る責任感や協調性などが育まれるよう支援している。		
③	A9 自らの加害行為に向き合うための支援を行っている。	a
<b>【コメント】</b> 入所直後の3日間は、他児童と離れて過ごし、担当職員等と一緒に入所した理由やこれまでの自分ときちんと向き合い、考える時間を持つことで、軌道修正が出来るように支援している。 日々の暮らしの中で、定期的に行われる担当職員とのケースワークや、心理士との面接を通して、自らの加害行動に向き合い、自ら成長感や自己肯定感を得られるように支援に取り組んでいる。		
<b>(2) 食生活</b>		
①	A10 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を行っている。	b
<b>【コメント】</b> 入所時直接食物アレルゲンについて聞き取りを行い、配膳には名札を表示して間違いが生じない様に配慮している。「児童懇談会」で出された食事に関する要望や、職員による検食簿からの意見等は、毎月実施される給食会議に繋げられ検討されている。誕生日を迎える子どもは、夕食のメニューをリクエストすることができる。また、男女それぞれの寮からも一ヶ月ごとにメニューをリクエストする仕組があり、食事の楽しみに繋げている。出来るだけ好き嫌いを少なくし、必要な栄養摂取量が確保できるように支援している。おやつづくりや夕食づくり等の調理実習も行っている。 しかし、ご飯のおかわり以外は、皆同量の食事となっており、子どもの年齢等の個人差への配慮が十分とは伺えなかった。また、汁物を入れる鍋やボールなど、古い食器や器具が多く見られた。今年度のヒヤリハット記録には、混入物が複数件報告されており、安全な食事をより美味しく楽しく食べられるように、食事環境づくりへの更なる配慮や工夫も期待したい。		
<b>(3) 日常生活等の支援</b>		
①	A11 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用し、衣習慣を習得できるよう支援している。	a
<b>【コメント】</b> 入所時に学園生活に必要な衣服や下着、履物等、体に合い、季節に合ったもの一式が支給されている。また、成長に伴いサイズの交換等にも配慮している。子どもたちは入浴後、洗濯機を回し、毎朝、登校前に干しており、清潔な衣服を着用する衣習慣が習得できるように支援している。夜はパジャマを着用することで、生活にメリハリを与え、睡眠の改善に繋げている。ボタン付けやほつれなどの修繕は、職員が行うことが多い。爪切り・カミソリ・針などは、必要に応じて貸し出し、職員が管理している。		
②	A12 居室等施設全体が、子どもの居場所となるように、安全性、快適さ、あたたかさなどに配慮したものにしている。	b
<b>【コメント】</b> 広い園庭には樹木や草花が育てられ、草刈り等は作業学習の中で職員と子どもが一緒にを行い、環境を整備している。居室は個室となっており、私物を収納できる整理タvensや収納棚、学習机が整備されている。 日課に沿って自室・共有スペース・食堂等の清掃を行っている。学習室には大画面テレビ・DVD・楽器・マンガ・本・ボードゲームなどが整備されており、自由時間に楽しむことができる。消灯は、21時となっており、受験勉強等で必要な際は、一定の条件を満たした場合のみ23時まで延灯を認めている。 建物は老朽化のため現在建て替え中であり、設備、家具什器なども古く、快適さやあたたかさは十分ではない。		
③	A13 スポーツ活動や文化活動を通して心身の育成を支援している。	a
<b>【コメント】</b> 「清学タイム」として、毎年4月から男子は野球・女子はバドミントンの練習が始まり、毎週、3日間練習し、九州児童自立支援施設協議会が主催する大会に出場している。子どもだけでは野球チームの編成ができず、学園や分校の職員と一緒に練習に励み参加している。九州少年バドミントン大会には個人戦・団体戦ともに参戦している。学園祭では、日頃の学びや、楽器演奏など舞台で披露し、観客から温かい拍手を得る経験をしている。目標を設定して練習を行い、チームプレーの大切さ、忍耐力、責任感、ルール規範を身につけ、自己肯定感を醸成する機会として支援している。 今年度は、分校主催の体育祭が初めて開催され、競技には児童・学園職員・保護者・児相関係者等も参加して行われている。年1回、子どもが主体となって企画するレクレーションでは、子どもたち・分校職員・学園職員が参加しスポーツ交流会も行われている。		

(4) 健康管理		
①	A14 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。	b
【コメント】 朝・夕のミーティングで子どもの顔色や様子を観察し、健康状態を確認している。また、定期的に眼科・耳鼻科・内科等の健診を行っている。子どもの心身の異常時には、担当職員が同行して受診し、医療機関と連携して適切な対応に努めている。服薬管理は職員が行い、都度、子どもに渡し服用を確認している。感染症やインフルエンザの予防接種は、保護者の同意を得て接種に取り組んでいる。 感染症対応マニュアルは整備されているが、服薬管理に関するマニュアルの整備は見られず、整備することが望まれる。保健師や分校における養護教諭の配置がないため、職員が医療や健康に関して知識を深める取り組みがあると良いと思われる。		
②	A15 身体の健康（清潔、病気等）や安全について自己管理ができるよう支援している。	a
【コメント】 女子寮では入浴後の様子から洗髪などのドライヤーの使い方など、支援が必要な部分を手伝うことにしている。男子寮では、ひげ剃りや洗面のルールなどを掲示している。シーツは、毎週子どもが洗濯し、布団も干して清潔に保てるように支援している。これまで男女とも理容室を利用していたが、今後、女子に関しては近くの美容室でのカットを検討している。髪型は分校の規程に準じている。刃物やハサミ、爪切りは職員室で保管し、必要に応じて貸し出しが行っている。 分校において制服の着方や爪のチェックを行う「身なりチェック」が実施されている。		
(5) 性に関する教育		
①	A16 性に関する教育の機会を設けている。	a
【コメント】 入所時のオリエンテーションにおける面接では、性に関する聞き取りが行われている。学園と分校の職員から成る「性教育部会」では、各寮での子どもたちの気になる様子等を話し合い、子どもの心理や行動の背景等について心理士がアドバイスや指導を行い、会議録に残し、その後は全職員に回覧して共有し、支援に役立てている。 外部講師を招いたり、学園の心理士による性教育講座が実施されている。子どもには、3ヵ月ごとにバウンダリーチェックを実施して、日々の暮らしの中で「境界線」について意識を持って生活できるように支援している。		
(6) 行動上の問題に対しての対応		
①	A17 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう徹底している。	b
【コメント】 入所から日の浅い順に職員室から近い居室を割り当て、観察を密にして個別支援を行っている。施設内では重要なルールとして「暴力防止」を掲げ、寮内にポスターを掲示して注意喚起している。寮内は死角が多いため、子どもだけの空間を作らないよう巡回をまめに行って見守っている。また、子ども間の関係性の把握に努め、いじめ等が生じないように取り組んでいる。 業務マニュアルには、園内非行の予防と対策について記載されている。また、職員への暴力等に関しても発生時・発生後の対応が示されている。 しかし、子ども間の暴力やいじめについての対応マニュアルの整備は見られず、整備することが望まれる。		
②	A18 子どもの行動上の問題に適切に対応している。	a
【コメント】 寮日誌には子ども一人ひとりを観察した様子や、生活状況、出来事などが詳細に記録され、翌日の職員朝会で報告されており、子どもの情報は職員間で共有されている。「園内非行の予防と対策」や、「特別指導を行う際の留意点」「特別指導のプログラム」等を業務マニュアルに示している。問題が生じた際は、特別指導計画を作成し、関係者と協議を行いまニュアルに沿って個別処遇を組織的に行っている。 職員は、問題行動を起こした子どもの思い等を時間をかけて聞き取り、一緒に行動について振り返りを行っている。問題の発生要因やメカニズムについて子どもとともに分析し、説明して記録に残し、以後の対応に繋げている。		

(7) 心理的ケア		
①	A19 必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a
【コメント】 心理士は、子どもの入所後概ね1ヶ月を目途に面接を行い、心理的な所見を処遇検討会で伝え、自立支援計画に反映している。心理士は、心理支援プログラムに沿って定期的に個人面接を行ったり、子どもたちと食卓を囲み、会話を楽しみながら生活の中での様子を観察し、子どもに寄り添った支援に繋げている。挨拶の仕方や人に話しかけるタイミングなど、日常生活の中での基本的なスキルなども身に付くように支援している。毎月2回実施される心理士によるグループワークは男女混合で行われている。また、毎週末、全ての児童がコグトレを行っており、生活の質や自己肯定感が向上するように支援している。		
(8) 学校教育、学習支援等		
①	A20 施設と学校の緊密な連携のもと子どもに学校教育を保障している。	a
【コメント】 職員朝会・合同職員会議・合同運営会議・受理会議・所内検討会・処遇検討会等には、分校職員も参加しており、学園と分校は常に緊密な連携を行い、学校教育を保障している。また、毎朝会では、各寮の宿直職員が寮での子どもたちの様子等を報告し、分校職員と共有している。行動上の問題が発生した際には、分校と協力して対応している。児童自立支援計画策定や評価を行う処遇検討会には、必要に応じて学校担任や原籍校担任等の協力も得ている。 学園祭・体育祭・バドミントン大会・野球大会等、イベントは学園職員と分校職員が一体となって協力して実施し子どもたちを支援している。		
②	A21 学習環境を整備し、個々の学力等に応じた学習支援を行っている。	b
【コメント】 現入所者数は10人前後であり、分校はマンツーマンに近い環境で授業を行っている。寮の居室には勉強机が設置されており、個別スペースで学習する環境が整備され、必要な辞書等は、各寮に用意されている。中学3年の2学期以降は、部活動の時間を受験勉強に使えるよう配慮して目指す高校への進学を支援している。 しかし、年齢や理解力に応じて、自分で学習計画が立てられるなど、学習習慣が身に付くような支援が十分ではないように伺えた。学校教師と十分な連携をとり、学力に応じた学習支援が行われることが望まれる。		
③	A22 作業支援、職場実習や職場体験等の機会を通して自立に向けた支援を取り組んでいる。	b
【コメント】 毎週3日間作業指導の時間を確保し、主に園庭の除草作業や畠仕事、落ち葉の掃除やエアコン清掃等、園内の作業を職員と一緒に行っている。職員は、作業中・作業後の子どもたちの様子を観察し、「頑張っているね」と声掛けしながらともに作業を行っている。子どもたちは動物愛護センターから保護猫を預かるミルクボランティアでは、命を預かり守る活動を通して忍耐力や責任感等、多くを学んでいる。 中学生のナイスストライでは、森都心プラザ図書館等で職場体験を行っている。 しかし、職場実習や職場体験などの機会を通しての人間性や職業観の育成のための取組は十分とはいせず、今後に期待したい。		
④	A23 進路を自己決定できるよう支援している。	b
【コメント】 中学卒業する子どものほとんどは、高校への進学を希望するため、中学3年の2学期から分校と連携して進路について、本人の希望を大切に、保護者・児童相談所・原籍校等の関係者と協議を行い、自己決定ができるように支援している。現在、中卒児や高校中退児は入所していないが、令和5年度は施設の高機能化、多機能化の検討の中で、中卒児童の受け入れ体制についても検討しており、今後、支援体制を強化することが期待される。		
(9) 親子関係の再構築支援等		
①	A24 親子関係再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a
【コメント】 家族支援は、児童相談所と連携しながら実施されている。アセスメントに基づいて、親子関係再構築等のための目標と支援内容を自立支援計画に記載し、保護者に説明して実施し、3ヵ月ごとの処遇検討会で評価・見直しを行っている。月1回の家族面会、入所後4か月以降に可能となる一時帰省、親子ふれあいタイム、家庭復帰のための訓練など、子どもと保護者との協議によって目標をたて、児童相談所とも連携して家族関係再構築のために支援している。		

(10) 通所による支援

①

A25 地域の子どもに対する通所による支援を行っている。

c

【コメント】

通所支援は行っていないが、今後の検討課題としている。